身体拘束等適正化の為の指針

社会福祉法人 足柄福祉会 特別養護老人ホーム 草の家・草の家ユニット

2018年4月1日

1. 草の家における身体拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事無く、職員一人ひとりが身体的弊害・精神的弊害・施設内弊害・社会的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

「サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する 行為を行ってはならない」

(2) 緊急・やむを得ない場合の対応

利用者個々の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない事が原則ですが、以下の三つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① **切迫性**:利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる 可能性が著しく高い事
 - ※「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行う事により本人の日常生活に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要となる程度まで利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無い事 ※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しない事を複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。
- ③ **一時性**:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること ※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態に応じて必要とされ る最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は十分な検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合には、その状況についての経過記録を行い、常に観察再検討をし、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

- (4) 日常ケアにおける留意事項(身体的拘束等の適正化の推進の為の必要事項) 身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、施設サービス提供に関わる全職 員で以下のことを日常的に取組みます。
 - ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
 - ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
 - ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職 種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
 - ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安 易に妨げるような行為は行いません。
 - ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返り ながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

2. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 拘束虐待防止委員会の設置

草の家では、身体的拘束を適正化する事を目的として「拘束虐待防止委員会」を 設置します。

- ① 設置目的
 - 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - 身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ② 拘束虐待防止委員会の構成員
 - 施設長
 - 看護職員
 - 生活相談員
 - 介護支援専門員
 - 栄養士
 - 介護職員

※この委員会の責任者は施設長とする

③ 拘束虐待防止委員会の開催

- 定期開催(3ヶ月に1回以上)
- 必要時は随時開催
- 急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合)は、多職種共同での委員会の 開催ができない事が想定されます。その場合、生命保持の観点から多職種の意 見を参考に検討し、最善の方法で対応します。
 - ※その後、委員会を開催し承認を得る(または解除する)

3.やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護する措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、拘束ゼロ委員会を中心として、多職種が集まり、 拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘 束を実施する前に①切迫性②非代替性③一時性の三要素の全てを満たしているかど うかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法拘束の方法等にについて検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り 組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に ご家族(保証人等)と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同 意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに随時その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有します。この記録は、サービス提供終了日から5年間保存し、行政の指導監査の際に提示できるようにします。

また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

(4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合にはご家族(保証人等)に報告します。

尚、試行的に身体拘束を一時解除し、必要性を確認する場合で、再度、数日以内に 同様の内容で身体拘束による対応が必要となった場合は、ご家族(保証人等)に連 絡し経過報告をするとともに、その了承のもと説明書の再手続なく一時解除前と同 様の対応を行います。

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

4. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止の為に、各職種専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本 とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

施設長

- 身体拘束廃止委員会の統括管理
- ケア現場における諸問題の統括責任

看護師

- 医師との連携
- 施設における医療行為の整備
- 重度化する利用者の状態観察
- 記録の整備

生活相談員・介護支援専門員

- 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 医療機関、家族との連絡調整
- 施設内のハード・ソフトの確立
- チームケアの確立
- 記録の整備

栄養士

● 利用者の状態に応じた食事の工夫

介護職員

- 身体的拘束等の適正化対応策を担当する
- 利用者の尊厳と主体性を尊重する
- 拘束がもたらす弊害を認識する
- 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 記録は正確かつ丁寧にとる

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な研修(年2回の施設内研修)の実施
- ② 新人職員に対する身体拘束廃止・改善の為の研修の実施、
- ③ その他必要な教育・研修の実施

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は各フロアのマニュアルと一緒に保管し、利用者、家族(保証人等)、職員が 閲覧可能とします。